

スターシップキッズ規約

1. 名 称 スターシップキッズ
2. 設立主旨 “自分達の子供は自分達の手で育てよう、
大人も共に育とう”
自立心、思いやり、生きる事の楽しさ、希望、勇気
そんな心が育つ事。
3. 本 部 本部事務所は、大阪に設置し、セミナー開催地は京都府とする。
4. 運営委員 本会は、実行委員のもとで発足させ、その円滑なる運営を図る。
A. 任期は、1年とする。
B. 実行委員は、企画運営その他全てに責任を持って関与し、実行するものとする。
C. 本会の活動については、原則ボランティア活動とし、対価としての報酬は一切発生しないものとする。
5. 会計年度 4月1日から翌3月31日までの12ヶ月をもって1会計年度とし、会計年度終了後に会計報告を行う。
6. 会 費 本会の実行委員及びサブメンバーは所定の会費を納入する事とする。
A. 実行委員 登録料 3万円
年会費 2万円
サブメンバー 年会費 5千円
B. 登録料及び年会費は、会計年度分全額を一括で納入する事とする。
7. 入会条件 A. 本会は実行委員及びサブメンバーを対象とする。
B. 本会の主旨と目的に賛同し、会費納入の上で、記入署名した入会申込書を本部へ郵送する。
C. 本会は、いかなる立場によっても差別されるものではなく、全員平等を原則とする
D. 会員の所在地は明確にし、転居した場合は、住所変更を本部に提出する。
8. 入会心得 何をしてもらおうかではなく、本会の為に何が出来るのかを旨とする。
9. 活 動 会員の子供達（小学1年生から高校3年生まで）の為に会員達の手によってセミナーを開催する。
10. 退 会 3月31日までに、更新用紙を提出及び4月30日までに年会費を納入なき場合は、更新の意思がないものとし、退会とみなす。
退会による会費の返金はしない。
本会の主旨に反した言動及び行動が認められた場合は、実行委員の決定により、除名措置もありえる。
11. 営利行為 本会は、営利行為を目的としないボランティア精神で運営する者である。
12. 本 部 スターシップキッズ事務局代表者 寒川典子
13. セミナー開催地 京都府船井郡 スターシップキッズ